



一、去る十一月二十九日委員長から提出した議案は次の通りである。

(全国選舉管理委員会法案) (政党及び選舉法に関する特別委員長提出)

一、昨日内閣から提出した議案は次の通りである。

(食糧管理特別会計が農業災害補償法により昭和二十二年度において負担する水稻共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるための一般会計からの繰入金に関する法律案)

(建設院設置法案)

一、去る十一月二十九日提出した緊急法律案

(農家保有米に関する緊急質問 (河口陽一君提出))

一、去る十一月二十九日提出した緊急法律案

一、昨一日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

第三 昭和二十二年度特別会計予算補正(特第四号)

○議長(松岡駒吉君) 日程第二、昭和二十二年度一般会計予算補正(第九号)、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員会理事川島金次君。

○議長(松岡駒吉君) これより会議を開きます。

第一 民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)

(前会の続)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案を議題とし、前会の議事を繼續いたします。

これより採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

(第七号)

昭和二十二年度一般会計予算補正(第八号)

昭和二十二年度特別会計予算補正(特第三号)

まず、一般会計予算補正について申算補正(第九号)

○議長(松岡駒吉君) 第二 昭和二十二年度一般会計予算補正(第九号)

二十二年度一般会計予算補正(第九号)並びに特別会計予算補正(特第四号)、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員会理事川島金次君。

○議長(松岡駒吉君) これより会議を開きます。

第一 民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)

(前会の続)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案を議題とし、前会の議事を繼續いたします。

これより採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

(第七号)

昭和二十二年度一般会計予算補正(第八号)

昭和二十二年度特別会計予算補正(特第三号)

まず、一般会計予算補正について申算補正(第九号)

○議長(松岡駒吉君) 第二 昭和二十二年度一般会計予算補正(第九号)

二十二年度一般会計予算補正(第九号)並びに特別会計予算補正(特第四号)、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員会理事川島金次君。

○議長(松岡駒吉君) これより会議を開きます。

第一 民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)

(前会の続)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案を議題とし、前会の議事を繼續いたします。

これより採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

(第七号)

昭和二十二年度一般会計予算補正(第八号)

昭和二十二年度特別会計予算補正(特第三号)

まず、一般会計予算補正について申算補正(第九号)

○議長(松岡駒吉君) 第二 昭和二十二年度一般会計予算補正(第九号)

二十二年度一般会計予算補正(第九号)並びに特別会計予算補正(特第四号)、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員会理事川島金次君。

○議長(松岡駒吉君) これより会議を開きます。

第一 民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)

(前会の続)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案を議題とし、前会の議事を繼續いたします。

これより採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

(第七号)

昭和二十二年度一般会計予算補正(第八号)

昭和二十二年度特別会計予算補正(特第三号)

次に、寒冷地在住者には最高一割五分、最低五分程度の寒冷地手当を考慮

しているとの答弁がありました。

が、政府側の説明によりますと、これ

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔都合により最終号の附録に掲載〕

○伊藤卯四郎君　ただいま議題となりました配炭公團法の一部を改正する法律案について、鉱工業委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

御承知のことく本案の趣旨は、從來配炭公團においては、石炭、コークス

手数料及び販賣價格、配給機構等についてありますて、特に輸送の改善に着手したことは、亞炭の輸送が悪いため、消費者の迷惑はもちろん、生産上にも甚大なる打撃を及ぼしつつある現状に鑑み、徹底的な改善を要望するところであり、それについて、それ／＼政府委員から答弁がありました。

第五 地方税法の一部を改正する  
法律案(内閣提出)  
○議長(松岡駒吉君) 日程第五、地方  
税法の一部を改正する法律案を議題と  
いたします。委員長の報告を求めま  
す。治安及び地方制度委員長坂東幸太  
郎君。

地方税法の一部を改正する法律

第五 地方税法の一部を改正する  
法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第五、地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長坂東幸太郎君。

案 地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を次のように改正す

第五 地方税法の一部を改正する  
法律案(内閣提出)  
○議長(松岡駒吉君) 日程第五、地方  
税法の一部を改正する法律案を議題と  
いたします。委員長の報告を求めま  
す。治安及び地方制度委員長坂東幸太  
郎君。

地方税法の一部を改正する法律  
案

地方税法の一部を次のように改正  
する。

第四十五条ノ三第一項中「百二十

第五 地方税法の一部を改正する  
法律案(内閣提出)  
○議長(松岡駒吉君) 日程第五、地方  
税法の一部を改正する法律案を議題と  
いたします。委員長の報告を求めま  
す。治安及び地方制度委員長坂東幸太  
郎君。

第五 地方税法の一部を改正する  
法律案(内閣提出)  
○議長(松岡駒吉君) 日程第五、地方  
税法の一部を改正する法律案を議題と  
いたします。委員長の報告を求めま  
す。治安及び地方制度委員長坂東幸太  
郎君。

---

地方税法の一部を改正する法律  
案

地方税法の一部を次のように改正  
する。

第四十五條ノ三第一項中「百二十  
圓」を「百八十圓」に改める。

第五十八條第一号中「國民學校營  
繕費」を「小學校營繕費、中學校營  
繕費」に改める。

第五 地方税法の一部を改正する  
法律案(内閣提出)  
○議長(松岡駒吉君) 日程第五、地方  
税法の一部を改正する法律案を議題と  
いたします。委員長の報告を求めま  
す。治安及び地方制度委員長坂東幸太  
郎君。

地方税法の一部を改正する法律  
案

地方税法の一部を次のように改正  
する。

第四十五條ノ三第一項中「百二十  
圓」を「百八十圓」に改める。

第五十八條第二号中「國民學校營  
繕費」を「小學校營繕費、中學校營  
繕費」に改める。

第五 地方税法の一部を改正する  
○法律案(内閣提出)  
税法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長坂東幸太郎君。

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を次のように改正する。  
第四十五條ノ三第一項中「百二十圓」を「百八十圓」に改める。  
第五十八條第一号中「國民學校營繕費」を「小學校營繕費、中學校營繕費」に改める。  
第六十五條第一項中「八十圓」を「百二十圓」に改める。

第五 地方税法の一部を改正する  
法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第五、地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長坂東幸太郎君。

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を次のように改正する。

第四十五條ノ三第一項中「百二十圓」を「百八十圓」に改める。

第五十八條第一号中「國民學校營繕費」を「小學校營繕費、中學校營繕費」に改める。

第六十五條第一項中「八十圓」を「百二十圓」に改める。

第八十五條ノ二中「國民學校營繕費」を「小學校營繕費、中學校營繕費」に改める。

第五 地方税法の一部を改正する  
法律案(内閣提出)  
○議長(松岡駿吉君) 日程第五、地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長坂東幸太郎君。

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を次のように改正する。

第四十五條ノ三第一項中「百二十圓」を「百八十圓」に改める。

第五十八條第一号中「國民學校營繕費」を「小學校營繕費、中學校營繕費」に改める。

第六十五條第一項中「八十圓」を「百二十圓」に改める。

第八十五條ノ二中「國民學校營繕費」を「小學校營繕費、中學校營繕費」に改める。

第八十五條ノ四第一項中「百二十

○議長(松岡駒吉君) 日程第五、地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
税法の二部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長坂東幸太郎君。  
地方税法の一部を改正する法律案  
地方税法の一部を次のように改正する。  
第四十五條ノ三第一項中「百二十圓」を「百八十八圓」に改める。  
第五十八條第一号中「國民學校營繕費」を「小學校營繕費、中學校營繕費」に改める。  
第六十五條第一項中「八十圓」を「百二十圓」に改める。  
第八十五條ノ四第一項中「百二十圓」を「百八十八圓」に、「八十圓」を「百二十圓」に改める。

第五 地方税法の一部を改正する  
法律案(内閣提出)  
○議長(松岡駒吉君) 日程第五、地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長坂東幸太郎君。

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を次のように改正する。  
第四十五條ノ三第一項中「百二十圓」を「百八十圓」に改める。  
第五十八條第一号中「國民學校營繕費」を「小學校營繕費、中學校營繕費」に改める。  
第六十五條第一項中「八十圓」を「百二十圓」に改める。  
第八十五條ノ二中「國民學校營繕費」を「小學校營繕費、中學校營繕費」に改める。  
第八十五條ノ四第一項中「百二十圓」を「百八十圓」に、「八十圓」を「二十圓」に改め、同條第三項中「百二十圓」を「百八十圓」に、「二百圓」を

第五 地方税法の一部を改正する  
法律案(内閣提出)  
○議長(松岡駒吉君) 日程第五、地方  
税法の一部を改正する法律案を議題と  
いたします。委員長の報告を求めま  
す。治安及び地方制度委員長坂東幸太  
郎君。

---

地方税法の一部を改正する法律  
案

地方税法の一部を次のように改正  
する。

第四十五條ノ三第一項中「百二十  
圓」を「百八十圓」に改める。

第五十八條第一号中「國民學校營  
繕費」を「小學校營繕費、中學校營  
繕費」に改める。

第六十五條第一項中「八十圓」を  
「百二十圓」に改める。

第八十五條ノ二中「國民學校營繕  
費」を「小學校營繕費、中學校營繕  
費」に改める。

第八十五條ノ四第一項中「百二十  
圓」を「百八十圓」に、「八十圓」を「百  
二十圓」に改め、同條第三項中「百二  
十圓」を「百八十圓」に、「二百圓」を  
「三百圓」に改める。

○議長(松岡駒吉君) 日程第五、地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
税法の二部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長坂東幸太郎君。

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を次のように改正する。  
第四十五條ノ三第一項中「百二十圓」を「百八十八圓」に改める。  
第五十八條第一号中「國民學校營繕費」を「小學校營繕費、中學校營繕費」に改める。  
第六十五條第一項中「八十圓」を「百二十圓」に改める。  
第八十五條ノ二中「國民學校營繕費」を「小學校營繕費、中學校營繕費」に改める。  
第八十五條ノ四第一項中「百二十圓」を「百八十八圓」に、「八十圓」を「百二十圓」に改め、同條第三項中「百二十圓」を「百八十圓」に、「二百圓」を「三百圓」に改める。

附 則  
この法律は、公布の日から、これ

○議長(松岡駒吉君) 日程第五、地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
税法の二部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長坂東幸太郎君。  
地方税法の一部を改正する法律案  
地方税法の一部を次のように改正する。  
第四十五條ノ三第一項中「百二十圓」を「百八十圓」に改める。  
第五十八條第一号中「國民學校營繕費」を「小學校營繕費、中學校營繕費」に改める。  
第六十五條第一項中「八十圓」を「百二十圓」に改める。  
第八十五條ノ二中「國民學校營繕費」を「小學校營繕費、中學校營繕費」に改める。  
この法律は、公布の日から、これを施行する。  
附 則  
この法律は、昭和二十二年度分か

○議長(松岡駒吉君) 日程第五、地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長坂東幸太郎君。

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を次のように改正する。

第四十五条ノ三第一項中「百二十圓」を「百八十圓」に改める。

第五十八条第一号中「國民學校營繕費」を「小學校營繕費、中學校營繕費」に改める。

第六十五条第一項中「八十圓」を「百二十圓」に改める。

第八十五条ノ二中「國民學校營繕費」を「小學校營繕費、中學校營繕費」に改める。

第八十五条ノ四第一項中「百二十圓」を「百八十圓」に、「八十圓」を「百二十圓」に改め、同條第三項中「百二十圓」を「百八十圓」に、「二百圓」を「三百圓」に改める。

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十一年度分から、これを適用する。

以上、簡単ながら御報告いたす次第であります。(拍手)  
○議長(松岡駒吉君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告はいずれも可決であります。両案は委員長翻案の通り決するに御異議ありませんか。

○議長（松岡駒吉君）御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

第四 配炭公團法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（松岡駒吉君）日程第四、配炭公團法の一部を改正する法律案を議題にいたします。委員長の報告を求めます。鉱工業

委員長伊藤卯四郎君。

配炭公團法の一部を改正する法律案

配炭公團法の一部を次のように改正する。

第一條 第一項中「コーケス」を「コーケス（半成コーケスを含む。以下同じ。）」に、「別表第一に掲げる亞炭及び亞炭コーケス」に改める。

別表第一中「発熱量三、五〇〇カロリー以上の亞炭」を「亞炭及び亞炭コーケス（泥炭その他主務大臣が指定する亞炭及び亞炭コーケスを除く。）」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

配炭公團法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔伊藤卯四郎君登壇〕

○伊藤卯四郎君　たゞいま議題となりました配炭公園法の一部を改正する法律案について、鉱工業委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

御承知のことく本案の趣旨は、從來配炭公園においては、石炭、コークス及び三千五百カロリー以上の亜炭を一手買取りの上、重要産業に配当しておきましたが、燃料の需給状況は依然として好轉しないので、さらに配炭公園の取扱い範囲を拡大する必要に迫られ、新たに三千五百カロリー以下の粗炭、石炭の半成コークス及び亞炭コークスを配炭公園の取扱品目とし、政府指導のもとに配炭公園に一手買取り及び配給を行わせることにせんとするものであります。

本案は、十月十日本委員会に付託せられたのであります。臨時石炭鉱業管理法案の審査中でありましたため、本案の審査が遅延いたしておりましたが、各委員とも、以上のごとき本案の趣旨を諒とせられ、迅速に審査を終了したいとの意向により、十一月二十八日、一日を以て審査を終了した次第でござります。

本案に対する質疑の要點は、現行配炭公園法の運用に関して、運営委員会の適用、本法施行の期間、輸送の改

善、亞炭コードの規格、公團の取扱  
手数料及び販賣價格、配給機構等につ  
いてありまして、特に輸送の改善に  
ついては、亞炭の輸送が悪いため、消  
費者の迷惑はもちろん、生産上にも甚  
大なる打撃を及ぼしつつある現状に鑑  
み、徹底的な改善を要望するというに  
あり、それについて、それ／＼政府委  
員から答弁がありました。

なお本法案の審議の際、宇部興産の  
半成コードを本法案第一條第一項の  
「半成コードクス」の適用から除外してほ  
しいとの請願一件を併せて審査いたし  
た次第であります。これに対して、政  
府委員よりは、配炭公團が末端までの  
配給を担当することは困難であり、特  
に宇部素の場合は、現状に従い、現  
在の特約店を十分活用するとの答弁が  
あり、本委員会においてもこれを了承  
した次第であります。

かくして、委員会におきましては討  
論を省略し、満場一致をもつて原案通  
り可決をいたした次第であります。

以上をもつて、委員長の報告を終る  
次第でござります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしま  
す。本案は委員長報告の通り決するに  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認  
めます。よつて本案は委員長報告の通  
り可決いたしました。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 律案(内閣提出)  
〇議長(松岡駒吉君) 日程第五、地方  
税法の一部を改正する法律案を議題と  
いたします。委員長の報告を求めま  
す。治安及び地方制度委員長坂東幸太  
郎君。

地方税法の一部を改正する法律  
案

地方税法の一部を次のようにより改  
正する。

第四十五条ノ三第一項中「百二十  
圓」を「百八十圓」に改める。

第五十八条第一号中「國民學校營  
繕費」を「小學校營繕費、中學校營繕  
費」に改める。

第六十五条第一項中「八十圓」を  
「百二十圓」に改める。

第八十五条ノ二中「國民學校營  
繕費」を「小學校營繕費、中學校營繕  
費」に改める。

第八十五条ノ四第一項中「百二十  
圓」を「百八十圓」に、「八十圓」を「百  
二十圓」に改め、同條第三項中「百二  
十圓」を「百八十圓」に、「二百圓」を  
「三百圓」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から、これ  
を施行する。

この法律は、昭和二十一年度分か

地方税法の一部を改正する法律案  
〔内閣提出〕に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔坂東幸太郎君登壇〕

○坂東幸太郎君　だいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、治安及び地方制度委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、九月十五日に内閣より提出され、九月二十八日に本委員会に付託されたのであります。内務省解体の方針がその後変更されました関係から、今日までその審査を延期いたして、内務省解体に伴う諸機構が明瞭となりましたので、内務省解体の方針がそのままにしておき、その代り、地方財政委員会法案の附則におきまして、「内務省の廃止後は、法律を以て別段の規定をなすまでの間は、地方税法、地方分権と税法その他の法令により、地方財政に關し從來内務大臣に屬した権限は、臨時に地方財政委員会の補佐により、内閣総理大臣がこれを行ふものとする」と規定いたしまして、内務大臣の代りに内閣総理大臣が地方財政委員会の補佐によつて行うことにして、地方財政委員会法案によつて改正することいたしているのであります。

まず、本改正案の要旨を申し上げますと、第一は、物價騰貴に伴う諸経費の膨脹並びに職員給與改善のため生ずる財政不足を補うために、都府県民税及び市町村民税の納稅義務者一人当たりの平均負担額が現在それより都府県民税は百二十四及び市町村民税は八十円でありますので、五割ずつ引上げて百八十四及び百二十円といたし、また特別市に関しては、二百円あるのを三百円に引上げたのであります。

第二は、学校教育法の施行によつて國民学校令が廢止せられまして、國民学校が小学校と改まるとともに、新たに登場したので、從來地方税法中「國民学校」があるのを、「小学校當縫費、中學校當縫費」に改めたのであります。

第三は、内務省解体に伴いまして、地方税法並びに関係法令の字句の整理をはかつたものであります。この点に関しましては、院議によつて承諾せられた政府の修正によつて改正前の規定のままにしておき、その代り、地方財政委員会法案の附則におきまして、「内務省の廃止後は、法律を以て別段の規定をなすまでの間は、地方税法、地方分権と税法その他の法令により、地方財政に關し從來内務大臣に屬した権限は、臨時に地方財政委員会の補佐により、内閣総理大臣がこれを行ふものとする」と規定いたしまして、内務大臣の代りに内閣総理大臣が地方財政委員会の補佐によつて行うことにして、地方財政委員会法案によつて改正することいたしているのであります。

第四は、法律の施行期日について、修正以前の原案においては政令によつて定むることとしてありましたので、修正によつて公布の日からこれを施行することとし、なお昭和二十二年度分よりおそれがあるが、政府の所見いかんということでありましたが、政府の答弁は、政府においてもその必要を認め、内務省解体に伴い設けられる地方財政委員会は、地方財政民主化のための財政改革をつくることを第一任務とするのであつて、委員会設置後九十日以内に財政改革案を国会に提出しなければならぬこととなつております。この改革案には、警察制度の実施に要する費用の市町村負担を含め、自治体警察が國庫補助なしに独立していけるよう考慮して、次の通常国会に提出することを考へておるというのであります。その他種々なる觀点から、各委員より質疑がありました。詳細は会議録によつてごらんをお願いいたします。

本委員会は、十一月二十六日、二十分の二回にわたり審議いたしました。○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

以上をもつて、治安及び地方制度委員会における地方税法の一部を改正する法律案に対する審議の経過及び結果についての実施のため、ぜひ地方税制の根本的改革を行わなければ、せつかくの新警察制度並びに新消防制度も、その所期的目的たる地方分権の確立、地方自治の民主化ということが遅れることとなるおそれがあるが、政府の所見いかんということでありましたが、政府の答弁は、政府においてもその必要を認め、内務省解体に伴い設けられる地方財政委員会は、地方財政民主化のための財政改革をつくることを第一任務とするのであつて、委員会設置後九十日以内に財政改革案を国会に提出しなければならぬこととなつております。

〔拍手〕

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案は委員長報告通り決するに御異議ありませんか。

〔拍手〕

第三條 全國選挙管理委員会は、左に掲げる事務を掌る。

第一 國會議員の選挙及び地方自治法に基く選挙その他の投票に関する調査及び資料の蒐集並びにこれらの制度に関する事項

第二條 全國選挙管理委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

第三條 全國選挙管理委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

第三條





#### 四、政党及び政治結社に関する事項

五、その他法律に基きその権限に属する事項

が、その職務内容であります。

第三に、職務権限といったしましては、参議院全国選出議員選挙管理委員会に対し、それ／＼の有する事務について、全国選挙管理委員会はこれを指揮監督することを規定しております。

第四は、全國選挙管理委員会の組織に関する事項であります。委員会は委員九人をもつて組織され、国会の議決による指名に基いて、内閣総理大臣がこれを任命するのであります。が、その指名は、各党派の政治的実勢に基き各党派から推薦することとし、かつ小会派も共同して推薦し得ることとなつております。委員はその身分を公務員とおりまして、これらの人たちによる正しき選挙管理事務の執行を期待しているわけあります。なおここに党派とあるのは、政党、会派及び院内團体を指すものであることを念のため加えておきます。委員はその身分を公務員とし、任期は三年であります。が、九年を超えない範囲において再任し得ることとなつております。その報酬は、委員長は國務大臣の俸給に準ずる報酬を、他の委員は一般官吏の俸給より低くない程度の報酬を受けるのであります。が、なお委員は常勤であります。その職務の性質上、國會議員または地方

都道府県または市町村の選挙管理委員会に対し、それ／＼の有する事務について、全国選挙管理委員会はこれ

を指揮監督することを規定しております。

第五は、全國選挙管理委員会の組織に関する事項であります。委員会は委員九人をもつて組織され、国会の議決による指名に基いて、内閣総理大臣がこれを任命するのであります。が、その指名は、各党派の政治的実勢に基き各党派から推薦することとし、かつ小会

派も共同して推薦し得ることとなつております。委員はその身分を公務員とし、任期は三年であります。が、九年を超えない範囲において再任し得ることとなつております。その報酬は、委員長は國務大臣の俸給に準ずる報酬を、他の委員は一般官吏の俸給より低くない程度の報酬を受けるのであります。が、なお委員は常勤であります。その職務の性質上、國會議員または地方

都道府県または市町村の選挙管理委員会に対し、それ／＼の有する事務について、全国選挙管理委員会はこれ

を指揮監督することを規定しております。

第六に、委員会の事務を処理させるため事務局を設置し、事務局長その他所要の職員を置くこととし、事務局長の進退は、委員会の申出によつて内閣総理大臣がこれを行うこととなつてゐるのであります。

第七に、全國選挙管理委員会は、他官廳との関係について、職務上必要な報告場合は、関係官公署に対し必要な報告または資料もしくは記録の提出を求めることがであります。

第八に、附則において、本案の施行期日及び内務省よりの事務引継ぎの経過規定を定めています。施行期日は昭和二十二年十二月十日とし、事務引

公共團体の議員もしくは長を兼ねることができないこととなつてゐるのであります。その他委員の欠格條項、内閣総理大臣が委員を罷免する場合あるいは委員の退職の場合等の規定及び委員長に關してはその任命権限及び委員長事故ある場合の代理者の規定等が設けてあります。なお、委員が欠けた場合にその職務を行ふために、委員と同数の予備委員を置くこととし、その任命、任期、退職等については、委員に准ずるものとしております。

第五として、委員会の議事運営に関し、委員会の定足数は半数以上とし、議事は出席議員の過半数によってこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによるとしているのであります。

第六に、委員会の事務を処理させるため事務局を設置し、事務局長その他所要の職員を置くこととし、事務局長の進退は、委員会の申出によつて内閣総理大臣がこれを行うこととなつてゐるのであります。

第七に、全國選挙管理委員会は、他官廳との関係について、職務上必要な報告場合は、関係官公署に対し必要な報告または資料もしくは記録の提出を求めることがであります。

第八に、附則において、本案の施行期日及び内務省よりの事務引継ぎの経過規定を定めています。施行期日は昭和二十二年十二月十日とし、事務引

続きを終るまでは、從前通り内務省が、委員会が設置され次第、可及的速やかにその引継ぎが行われなければならぬこととしております。これは諸君御承知の通り、本年十二月三十一日をもつて内務省が解体するためであります。

第九、最後に本案制定によつて関係法律の一部を改正せねばならないので、衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法、選挙運動の文書圖画等の特例に関する法律及び國会法のそれ／＼一部の改正すべき点を規定しているのであります。が、関係法規の改正のうち、おもなる点を申し上げますと、文書圖画等の特例に関する法律は、現在の紙不足等から考えまして、一應昭和二十三年まで延期いたすことにしておき、また参議院全国選出議員選挙管理委員会は、参議院議員をもつてその構成員としておりますが、全國選挙管理委員会は、この法律の第四條により、この委員会を指揮監督することになつておりますので、行政機關のものと國會議員をもつて構成する機関が從属することになります。が、かかる規定を置くことにはいかがかと考えましたので、行政機關のものと國會議員をもつて構成する機関が從属することになります。

以上をもつて、全国選挙管理委員会の提案理由及びその要旨について御説明申し上げました。本案は、政党自身によつて選舉の公正をはからんがために定められたものであり、内務省解体に伴い、内務省の所管してきた選挙事務を行ふべき全国選挙管理委員会

が、小委員会及び本委員会において論議の中心となつた点を申しますと、第六條の全国選挙管理委員会の委員の数についてであります。委員の数の点に

関しては、全国選挙管理委員会は單なる行政機關であつて、政党から出てくる委員は、政党の連絡機關たる性格を有するものであるから、できるだけ政黨から出てくる人は少数で、他は政党

外の人がよいという意見、あるいは小会派の意見として、第一議員俱樂部の石原君から、政党の現勢をもつてすべきではありません、各党から出すべきであるという意見、あるいは共産党的林君から、こういうような意見も出てまいります。

左のごとく改正すること。「全國選挙管理委員会は國会内に置く」。二、第三條第四号は削除する。三、第五條第一項は左のごとく改める。「全國選挙管理委員会は委員十一名を以て、これを組織する」。四、第五條第二項はこのどとく改める。「委員は、労働組合、農民組織及び一般市民團体を選出母体として選出された者を、國会が議決して委嘱する」。六、第八條第二項は削除する七、第十條に左の一號を加えること。「現に議院である者又は議員であつた者」。八、第十三條第四項を左のごとく改めること。「委員会は、委員長がこれを招集する。委員から委員会

の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない」。こういう意見も出てまいりました。また農民党的綱島正興君から、衆參兩院より選挙された特別委員の協議に基づき、両院議長がこれを任命することがあります。

た農民党的綱島正興君から、衆參兩院より選挙された特別委員の協議に基づき、両院議長がこれを任命することがあります。

以上の意見がございました。まことにその引継ぎが行われなければならぬこととしております。これは諸君御承知の通り、本年十二月三十一日をもつて内務省が解体するためであります。

もつて内務省が解体するためであります。



岩	青	青	秋	新	浙	富	石	福	京	鳥	島	長	長	長	鹿	熊	佐	佐	福
手	森	森	田	濶	濶	山	川	井	都	取	根	崎	崎	崎	本	賀	賀	岡	
金	八	青	船	夷	新	伏木	東岩瀬	七	敦	宮	境	濱	口	ノ	長	住	唐	三	
石	戶	森	川	濶	尾	賀	津	原	田	崎	島	崎	崎	角	江	津	池		
轟	ノ	集	崎	ヨリ	鎌	ヶ	崎	ニ	引	キタル	ヲ	有	ス	ル	圓	圈	内	北	

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

閣提出)に関する報告書

〔都合〕により最終号の附録に掲載  
食糧の輸入税を免除する法律案  
関税定率法別表輸入税表に掲げるも  
のの輸入税は、昭和二十三年十二月  
三十一日までの輸入については、こ  
れを免除する。

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

一一一	大豆油
一二二	棉子油
一〇八	獸脂
一〇九	コムバウンド ラード
一一〇	別号に掲げない 油、脂、蠟のう ち食用のもの
一六六	重炭酸曹達
二一八	ペーキングパウ ダ

はされを支出することができないことは明らかなので、本年度に限り、特別の手当をこの際支出しようとするもの

次に、関税法の一部を改正する法律案について、原案の要旨を申し上げます。

十二年勅令第三百四十二号は不要となりますので、同法の施行と同時に、これを廢止する考えであります。

海道に在勤する政府職員に対する一時手当に関する法律案は、すでに嚴寒期を迎え不安なる職員に対する措置とし

別号に掲げない  
油、脂、蠟のうち  
食用のもの  
重炭酸曹達  
ペーリングハウ

〔都合により最終号の附録に掲載〕  
閣提出)に関する報告書

○梅林時雄君登壇

1か月間に亘り、財政及び金融委員会における審査の経過並びに結果の概略を御報告申し上げます。

職員に対する一時手当の支給に関する法律案についてであります。北海道においては、越冬用の家庭暖房石炭は

政府職員に対する賞与制度の廃止は、北海道在勤の必需品である生活において、これまでの支給率におい  
て考慮を加えてきたのであります。

が、本年七月実施いたしました新物價体系における約十倍に上る石炭價格の大幅引上によつて、北海道在勤政府職

員の石炭購入費の增高は、はなはだしいものがあるのです。しかるに、政府職員の現行の給與制度におけるましては、毎月の定期的收入によつて

はそれを支出することができないことがあります。  
本案による手当額の算出の基礎について申し上げますと、北海道住民に対する本年度家庭用炭に關する石炭廳並びに配炭公團の計画では、四級ないし八級炭を配給することになつておりますが、配炭の操作上、これよりも上級炭を一部配給した実例があります。この点を考慮しまして、家庭用炭としては最上級の四級炭の公價をもつて計算の基礎といたしますとともに、消費者の支拂うべき石炭一トン当たりの價格は、一千六百六十二円といたしましたのであります。次に本年度北海道各家庭の配給計画量は、昨年度と同様二・二トンとなつておりますので、所要平均石炭價格は三千六百五十六円となるのであります。が、この金額を全部國庫において負担することは適當とも考えられないで、世帶主たる職員には三千円、それ以外の者には、その三分の一を支給せんとするものであります。なお、現在北海道在勤の政府職員は、一般、特別の両会計を合わせて、世帶主七万四千七百人、非世帶主七万二千五百人でありますから、本案によつて國庫の負担として支出せられる金額は、約一億六千五百万円であります。その他に地方負担分として、八千六百余円を要する見込みであります。

まず第一に、関稅法施行規則中法律をもつて規定すべき事項の關係でありますが、関稅法施行規則中、外國貨物の仮陸揚及び沿海通航船が外國に海難その他やむを得ない事故のため寄港した場合の税關の申告並びに税關で定めた場所以外で貨物の税關検査を受けようとする場合の特許申請等に関する規定は、昭和二十二年法律第七十二号日本國憲法施行の際効力を有する命令の規定の効力等に関する法律により、本年十二月三十一日までは法律と同等の効力があるのですが、それ以後は効力を失うこととなるのであります。しかし、右の規定は引き続きその効力を存続する必要がありますので、これを法律として関稅法中に規定せんとするものであります。

次に、開港及び開港港域の關係であります。が、現在の開港は、関稅法制定當時の開港のほか、同法第九十九條に基く明治三十二年勅令第三百四十二号の開港指定に関する勅令によつて指定せられているのであります。が、新憲法の施行に伴い、港域とともに法律に規定するを適當と認められますので、ここに關稅法第九十九條の規定を改正せんとするものであります。この改正法律が施行せられると、右の明治三

十二年勅令第三百四十二号は不要となりますので、同法の施行と同時に、これを廢止する考えであります。

最後に、食糧の輸入税を免除する法律案を御説明いたします。從來、米麦、雜穀、澱粉その他カン詰類等の主要食糧の輸入については、食糧管理法に基く昭和二十一年勅令第三百五十四号及び同年勅令第四百四十五号によつて期間を指定し、これが輸入税を免除してまいつておりますが、本年十二月末日をもつてその期間が満了するのであります。しかしながら、わが國現下の食糧事情に鑑みまするときは、右の食糧中カン詰類の容器による制限はこの際これを撤廃いたしますとともに、新たに数品目の食糧を追加して、もつてさらに明年一年間それら主要食糧等の輸入税を免除するの必要があるものであります。また同時に、これが免稅に関する法律によつて規定する所を適当と考えられますので、本法の別表にこの品目を指定し、これが輸入税を免除せんとするものであります。

以上三案は、いずれも本委員会に付託されたものでありまして、北海道に在勤する政府職員に対する一時手当に関する法律案については昨十二月一日、それゞゝ政府委員より提案理由の説明を聴き、質疑に入りましたが、北

海道に在勤する政府職員に対する一時手当に関する法律案は、すでに嚴寒期を迎へ不安なる職員に対する措置として妥当のものと認め、あとの二案はともに手続的な問題にすぎないので、同日、討論省略、採決に入りましたところ、全会一致をもつて可決いたしました。

以上、簡単でございますが、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。三案の委員長報告は可決であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて三案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

以上、簡単であります。が、御報告申し上げます。(拍手)

す。三案の委員長報告は可決でありませんか。御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて三案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

### 第十三 漁業法の一部を改正する 法律案(内閣提出)

業法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。水産委員長青木清左三門君。

漁業法の一部を改正する法律案  
漁業法の一部を次のように改正す  
る。

「行政官廳」を「行政廳」に、「勅令」を「政令」に改める。

「都道府縣知事」に、「命令ヲ發スル」を「規則ヲ制定スル」に、同條



**第二條 最高法務総裁は、その地位に最もふさわしい者の中から、内閣総理大臣がこれを命ずる。その者は、國務大臣でなければならぬ。**

**内閣法にいう主任の大臣とする。**

**行政官廳法第四條乃至第七條の規定は、最高法務総裁にこれを準用する。但し、同法第六條中省と読み替えるものとする。**

**第三條 最高法務総裁の下に、検察官、法制長官、法務調査意見長官、訟務長官及び法務行政長官を置く。**

**各長官は、総裁を助けて、夫々各長官給務室及び所屬各局の事務を指揮監督する。**

**官房長は、総裁を助けて、総裁に、最高法務総裁官房長を置く。**

**各長官の指揮監督の下に、各長官給務室及び左の区分により左の局を置く。**

**官房長は、総裁を助けて、総裁に、最高法務廳に、官房の外、各長官の指揮監督の下に、各長官給務室及び左の区分により左の局を置く。**

**官房長は、総裁を助けて、総裁に、最高法務廳に、官房の外、各長官の指揮監督の下に、各長官給務室及び左の区分により左の局を置く。**

**官房長は、総裁を助けて、総裁に、最高法務廳に、官房の外、各長官の指揮監督の下に、各長官給務室及び左の区分により左の局を置く。**

**官房長は、総裁を助けて、総裁に、最高法務廳に、官房の外、各長官の指揮監督の下に、各長官給務室及び左の区分により左の局を置く。**

**官房長は、総裁を助けて、総裁に、最高法務廳に、官房の外、各長官の指揮監督の下に、各長官給務室及び左の区分により左の局を置く。**

**官房長は、総裁を助けて、総裁に、最高法務廳に、官房の外、各長官の指揮監督の下に、各長官給務室及び左の区分により左の局を置く。**

**官房長は、総裁を助けて、総裁に、最高法務廳に、官房の外、各長官の指揮監督の下に、各長官給務室及び左の区分により左の局を置く。**

**官房長は、総裁を助けて、総裁に、最高法務廳に、官房の外、各長官の指揮監督の下に、各長官給務室及び左の区分により左の局を置く。**

## 法制第一局

### 法務を掌る。

### 内外の法制並びにその運用に関する事項

### 調査意見第二局

### 規定期による各種團体の結成の禁止及び解散等に関する事項(第

### 十條第一項第十号に規定する事項を除く。)

### 資料統計局

### 調査意見長官

### 調査意見第一局

### 規定期による正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願予備將校であつた者等の調査等に関する事項

### 資料統計局における覺書該當者の観察等に定による事項

### 三 昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該當者の観察等に定による事項

### 四 法制第一局においては、主として外事、財政又は金融に関する事項その他法制第二局又は法制第三局の所掌に属しない事項に係る法律案及び政令案の審議立案並びに條約案の審議に関する事務を掌る。

### 五 法制第一局においては、主として産業、経済、運輸又は通信に関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に關する事務を掌る。

### 六 法制第一局においては、主として税務、文教、厚生又は労働に関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に關する事務を掌る。

### 七 司法書士に関する事項

### 八 司法事務局に関する事項

### 九 昭和二十一年勅令第一号の規定による政党の登録に関する事項

### 十 昭和二十一年勅令第一号の規定による政党、協会その他の團体の財産の接收及び処理等に関する事項

### 十一 民事に関する事項で他の所管に属しないもの

### 十二 人権擁護局においては、左の事務に應じて第一條第二項の規定による意見の陳述又は勧告に関する事務を掌る。

### 十三 法令の周知徹底に関する事項

### 十四 前三項に規定するものの外、調査意見第一局、調査意見第二局及び資料統計局は、夫々その所掌事務に應じて第一條第二項の規定による意見の陳述又は勧告に関する事務を掌る。

### 十五 第九條 民事証務局においては、民事に関する事項に關する争訟に関する事務を掌る。

### 十六 税務証務局においては、租税及

### 十七 助長に関する事項

### 十八 人権侵犯事件の調査及び情報の收集に関する事項

### 十九 罷免の訴訟援助に関する事項

### 二十 人身保護に関する事項

### 二十一 民間に於ける人権擁護運動の助長に関する事項

### 二十二 その他人権の擁護に関する事項

### 二十三 犯罪人の訴訟援助に関する事項

### 二十四 人身保護に関する事項

### 二十五 犯罪人に対する行刑及び保護に関する企画及び事務の調整に關する事項

### 二十六 犯罪予防その他の刑事に関する事項

### 二十七 司法警察職員の教育訓練に関する事項

### 二十八 法制長官は、特に必要があると認めるときは、臨時に各局所掌の事務を変更することができる。

### 二十九 調査意見第一局においては、左の事務を掌る。

### 三十 檢察長官

### 三十一 特別審査

### 三十二 法制長官



かにすでに経済安定本部総裁があるのに、新たに最高法務総裁が設けられることになると、憲法上の内閣制度に屋上屋を架するというような結果とならぬかという質疑がありました。これに對して政府から、最高法務総裁は総理大臣と各省大臣との中間にあるわけではなく、又日本國憲法の予想しない官職でもない、憲法の認める一つの國務大臣にすぎないのであって、異なるところは、行政部における法律問題について、これを指導統一する役目をもつだけであるとの答弁がありました。

第二に、最高法務総裁は、その地位に最もふさわしい者の中から任命することになつてゐるが、ふさわしい人物の資格はどんな条件であるか、またなぜ國務大臣でなければならぬかという質疑がありました。これに対しても政府から、法律に熟達し、しかも不偏不党、嚴正公平の人物の中から総裁を任命するという内閣總理大臣の心の準備を走めたものである。但し、政黨離脱とか一定の学識経験者とかを要求しているわけではない、なお、國務大臣でなければならぬ理由としては、総裁が單に法律顧問ならば、法律の熟達者ではならぬ、これがたまには、國会において責任を明らかにするため、國務大臣でなければならぬ、從つて総裁は國民に対して、その職務上の責任を負わねばならぬ、これがたまには、國会において責任を明らかにするため、國務大臣でなければならぬ、從つて総裁は國民は、対的には閣議において法務総裁

として責任を負うべきものであるとの帶して責任を負うべきものであるとの答弁がありました。

第三に、総裁は執行機関なりや諸間機関なりや、またその担当する法務問題の意義はどうかといふ質疑がありました。これに対し政府より、総裁は執行機関と諮問機関とを兼ねておおり、この点、從來の官職にその例を見ない、また法律問題とは、主として法律の技術的、事務的方面を指すので、内閣の政治経済の政策そのものを決定することに参加しないという答弁がありました。

第四に、法務廳内の各局についての質疑應答は次の通りであります。まず検察局については、なぜ司法警察官の教育訓練に止め、人事任免権の掌握に及ばないのかとの質問に対し、警察力の集中排除のために、それまでには及ばなかったとの應答がありました。次に人権擁護局については、擁護の対象は國民の身体のみであるか、あるいは精神的恐怖も含むかとの質疑に対し、身体の自由のみならず進んで名譽、信仰等にも及ぶものであるとの答弁がされました。次に矯正・總務局については、最近刑務所の不詳事件が絶えないと、その理由の二半は、過剝拘禁のためである、行刑の確固たる方針と予算の独立をはかるためには、行刑局を法務廳の外局として独立させる方が適当ではないかとの質疑がありました。

これに対して、現在の狀態で、そのまままゝの状況となることは、かえつて不完全な學局として出発することになるから、

しばらく時期を待つ方がよいといふ答弁がありました。次に少年矯正局と附則については、罪を犯すおそれある少年に関する事務の所管が必ずしも明確でないとの質疑に対し、政府より、罪を犯した少年の所管は法務廳に属する、虚犯少年に関する事項は、明年四月より厚生省に移管される、但し、少年審判所において保護処分を受けた少年を除く、という答弁がありました。

以上が、委員会における質疑應答の概略の経過であります。

かく審議を進めてまいりましたところ、二十八日、二十九日の両日に、二つの修正案が提出せられました。修正案の第一は、鍛冶良作委員提出のもので、その内容は、最高法務廳の「最高」の文字を削る、「法務調査意見」とあるのを「法務調査」と改める、給裁は意見を述べ、且つ諸間に答えると規定して執行機関にして、かつ諸間機関たることを明瞭にする、最後に、検察官の活動をも促す権能を人權擁護局にもたせるというのであります。

修正案の第二は、各派共同提案になるものでございまして、その内容は、総裁の権限中に、内外法制の調査のみでなく、國際法制をも調査せしめんとするものであります。その理由は、國內及び外國の法制のはかに、國際連合のとき、國際關係の法制の調査も必要であるというにあるのであります。

両修正案に対しては、各党委員より、それより、党を代表して賛否の意見が聞かせられ、採決の結果、鍛冶委員提出の修正案は少数をもって否決せられ、各派共同提案になる修正案は、全会一致をもつて提案のごとく決し、結局大

愛媛	新居	別表	道府県名	横須賀	和歌山	島根	鳥取	島	山口	島	鳥取	島	和歌山	奈良	神奈川	廣島	和歌	香川	愛媛
新居	新居	別表	道府県名	横須賀	和歌山	島根	鳥取	島	山口	島	鳥取	島	和歌山	奈良	神奈川	廣島	和歌	香川	愛媛

道府縣	港名	域
神奈川	横須賀	小柴崎、それから九十度三千米の地点、 翻音寺燈台から九度一千米の地点、海 灘島燈標及び千駄崎を順次連結した線以 内
媛新居濱	和歌山下津邊	田倉崎から翻音崎に引いた一線以内 大鼻から番所崎に引いた一線以内
愛媛新居濱	島吳坂	豆倉鼻から小鹿女島西南端を経て鍋舞々 尻鼻に至る一線以内
香川	島田	翻音崎、岬島南端、似島東南端、同島地 獄鼻、大カクマ島南端、津久根島南端及 び八幡川口の東岸を順次連結した線以内
廣島	島田	坂出港西防波堤燈台を中心として一海里 の半径を有する圓形の一弧内
廣島	和歌山	御代島西端から正東に引いた一線、御 代島西端から西端島の島頂に引いた一線 及び西端島の島頂から正南に引いた一線御

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

## 附則

律案  
関税法別表に掲げるものの外、開港及び開港の港域を別表の通り定め

横須賀港を開港に指定する等の法

を求める。國土計画委員長荒木萬壽  
元吉。

横須賀港を開港に指定する等の法律  
案を議題としてこゝまです。委員長の報告

めます。よつて日程は追加せられまし  
た。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○謹是(松岡駿吉君) 安平君の重議に  
御異議ありませんか。

徳山口岩小松島  
長崎都佐世保  
北海道舞鶴田内

和田ノ鼻から大崎に引いた一線以内  
阿多田島東端長浦岬から今津川口の南岸  
に引いた一線及び同鼻から小瀬川口の南岸  
金崎に引いた一線及び同島西端龜岩から大津島南端  
金ヶ崎から博奕崎に引いた一線以内  
向後崎から水尻鼻に引いた一線及び猪百  
ノ鼻から朽木崎に引いた一線以内  
酒田燈台を中心として一海里の半径を有  
する圓圈の一弧内

横須賀港を開港に指定する等の法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔荒木萬壽夫君登壇〕

○荒木萬壽夫君　ただいま議題となりました横須賀港を開港に指定する等の法律案に關し、國土計畫委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

まず第一に、政府提案の理由及び法案の内容につき御説明申し上げます。今般待望の民間貿易の再開により、わが國の前途には明るい希望が與えられたのであります。外國貿易に依存せざるを得ないわが國の現状としまして、これが速やかな進展をはかることはまさに肝要のこととあります。開港して、從來の横浜ほか四十一開港のほかに、横須賀港ほか十三港を新たに開港に指定し、もつて外國貿易の發展に寄與せんとするものであります。開港

のおもなるものを御紹介申し上げます。されば、委員質疑の第一として、戰前よりも貿易量は減少している今日、何ゆえに開港を追加する必要があるか。これに対する政府側の答弁は、朝鮮、台灣、樺太、千島等が外地となつた今日の状況下においては、機帆船等も海外貿易に就航することとなる関係から、開港を増加する必要を感じてきた。なおまた終戦後漸増してきた密貿易の取締上からも、開港を指定しておく方が便利である。

質疑の第二として、新たに外地となつた朝鮮、台灣に近接する九州、山陰に、開港として佐世保一箇所のみを指定する理由いかん。これに対する政府の答弁は、今回の追加は一箇所のみであるが、從來の開港としては、山陰には萩ほか二箇所、九州には三池ほか八箇所あるから、これらを総合的に考へれば、一應その目的に副い得ると思う。

質疑の第三として、新たに追加する税法と別に、本法律案により別表にその所在府県、開港の名称及び港域を規定しているのであります。今回開港に指定せんとする十四港のうち、横須賀、吳、佐世保、舞鶴の四港は旧軍港を、岩國、德山、下松の二港は旧準軍港をいづれも開港に轉用し、また和歌山下津ほか七港は、從來の海外貿易のほかに、機帆船等による近海貿易を必要とする等の新情勢に即應いたしまして、新たに追加されたのであります。

一應支障はないし、また從つて、既存施設が分散されるおそれはない。また貿易の実績によつては開港は整理でき、從來の開港も、今回追加する港湾も、相当の施設がすでに充実しているから

以上、簡単ながら御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

これにて議事日程は議了いたしました。次会の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十九分散会

出席國務大臣

司法大臣 鈴木 義男君

國務大臣 齋藤 隆夫君

農林政務次官 小坂善太郎君

大藏政務次官 前尾繁三郎君

大藏事務官 長野 長廣君

内務事務官 林 敬三君

内務事務官 今井 一男君

司法事務官 奥野 健二君

司法事務官 岡吹 恕一君

農林政務次官 井上 良次君

商工政務次官 富吉 繁二君

内閣書記官 村瀬宣親君より、日本自由党を代表して今村

忠助君より、國民協同党を代表して野

本吉君より、第一議員俱楽部を代表して只野直三郎君より、それく賛成

の意見が開陳せられたのでございま

す。次いで採決に入り、全会一致をもつて本案は可決せられました。

定價一部一圓四十錢

行発

東京都新宿区市ヶ谷本村町  
電話九段五三〇印刷局  
書課